

今回は最近 環境省・国土交通省より概要について発表のあった新しい排気ガス規制、自動車NOX・PM法(新NOX法)について、発表内容に基づきお話ししたいと思います。

自動車NOX・PM法(新NOX法)の話

皆さんご存知の通り平成4年に施行された自動車NOX法でNOXの排出基準を定めて規制してきましたが、交通量の増加などで環境基準を達成するには厳しい状況になっているようです。更に近年にわかにクローズアップされ、主にディーゼル車から排出される粒子状物質(PM)についても、発ガン性物質であるとの認識が高まり規制強化が余儀なくされ、平成13年6月に自動車NOX法の改正法である自動車NOX・PM法が成立しました。

前回のNOX法のように排出基準を満たさない車両については一定期間が経過すると対策地域内に使用の本拠をおくことが出来なくなります。つまり車検が取れなくなります。

又前回との大きな違いはNOXにPMが追加された事、対策地域が広がった事です。

更に問題は現在使用している車両に後付けでNOX・PM両方を減少させる装置が今の時点で無く、開発は技術的に難しいことです。

対策地域<首都圏>	
埼玉県	川越市・熊谷市・川口市・行田市・所沢市・加須市・本庄市・東松山市・岩槻市・春日部市・狭山市・羽生市・鴻巣市・深谷市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・鳩ヶ谷市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・久喜市・北本市・八潮市・富士見市・上福岡市・三郷市・蓮田市・坂戸市・幸手市・鶴ヶ島市・日高市・吉川市 さいたま市・北足立郡・入間郡大井町・同郡三芳町・比企郡川島町・同郡吉見町・児玉郡上里町・大里郡大里村・同郡岡部村 同郡川本町・同郡花園町・北埼玉騎西町・同郡南河原町・同郡川里町・南埼玉郡及び北葛飾郡
千葉市	千葉市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市・四街道市・白井市及び東葛飾郡
東京都	特別区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・西東京市・西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町
神奈川県	横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・相模原市・三浦市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・三浦郡・高座郡・中郡・足柄上郡中井町・同郡大井町・愛甲郡愛川町・津久井郡城山町

* 愛知・三重圏・大阪・兵庫圏は省略いたします。

規制対象となる車	
車種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1・10～19・100～199
小型トラック	4・40～49・400～499 6・60～69・600～699
大型バス(定員30人以上)	2・20～29・200～299
マイクロバス (定員11人以上30人未満)	2・20～29・200～299 (一部・5・50～59・500～599 7・70～79・700～799)
特種自動車 (トラック・バス・ディーゼル乗用車 をベースとしたものに限る)	8・80～89・800～899
ディーゼル乗用車 (定員11人未満)	3・30～39・300～399 5・50～59・500～599 7・70～79・700～799

分類番号



* ガソリン又はLPGを燃料とする乗用車は対象外です。

排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日 (普通トラック及び特種自動車だけ抜粋しました。)

特定自動車の種別	初年度登録年月日	使用可能最終日
普通トラック	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初年度登録から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初年度登録から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

他の車種については、お問い合わせください。尚平成14年8月1日以降車検の際に車検証の備考欄に使用可能最終日などが記載されます。

以上 ご不明な点、分からない事がありましたら国際サービスにご相談ください。